

# マイナ保険証をお持ちでない方へ 資格確認書をお送りします

現在は経過措置として健康保険証が使えますが、令和7年12月1日に経過措置が終了し、健康保険証が使えなくなります。その前に、マイナ保険証をお持ちでない方へ、保険証の代わりに使える「資格確認書」を交付します。

令和7年  
11月7日(金)に  
発送を予定して  
います

## 交付対象者

- マイナンバーカードを取得していない方
  - マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証の利用登録をしていない方 など
- ※令和7年10月24日の確認時点で、有効なマイナ保険証をお持ちでない方



申請は不要です。対象の方に、自動的に資格確認書を一括交付いたします。

令和7年12月2日から  
健康保険証は使えません

医療機関の窓口で、「資格確認書」を提示すれば、これまで通り、健康保険で診療を受けることができます。



## ● 資格確認書の交付についてのお問い合わせ ●

適用課 9月26日(金)まで TEL 03-5970-0305  
10月1日(水)から TEL 03-3265-0303

資格確認書でも受診できますが…

今からでも ▶ マイナ保険証への切り替えを!

資格確認書にはない  
メリットいろいろ♪とっても便利

薬や診療情報を正確に共有でき、  
医療の質・安全性UP

薬や検査の重複も防げます。

救急時の処置や  
病院選定にも  
役立つ!



各種手続きがラクラク

医療費が高額のときも申請なしで  
自己負担限度額までになります。

マイナポータルと  
連携して医療費  
控除の申請も  
簡単に



スマホ搭載

今月より順次、  
医療機関で使えるようになります。



まだマイナンバーカードを  
作っていない方

オンライン(PC・スマホなど)、郵送、  
まちなかの証明写真機のいずれかで申請。



マイナンバーカードはあるけれど  
健康保険証の利用登録をしていない方

マイナポータル、セブン銀行ATM、  
医療機関・薬局のカードリーダーで登録。

